

③ 移行期間中に相続・贈与が発生した場合

●納税猶予の手続き

相続税・贈与税の申告の際、税務署で納税猶予の手続きを行うことができます。

□この特例の適用を受ける場合には、相続税・贈与税の申告書を期限内に提出するとともに、担保を提供する必要があります。

□申告にあたっては、医療法人から移行計画の認定通知書、移行計画、定款、出資者名簿の交付を受け、申告書に添付してください。

□申告の際に、担保提供の手続きが必要となりますが、担保提供の際に所有している出資持分の全てを担保として提供する場合は、出資持分を担保として提供することができます。この場合、質権設定承諾書等の必要書類を税務署へ提出する必要があります。

●猶予税額免除の手続き

移行期限までに出資持分を放棄すれば、猶予税額の免除の手続きを行うことができます。

□手続きにあたっては、医療法人から放棄申出書（医療法人に提出したもの）、出資者名簿の交付を受け、届出書に添付して税務署に提出してください。

□基金拠出型医療法人に移行した場合、猶予税額のうち基金に拠出した額に対応する猶予税額は納付しなければならず、放棄した額に対応する猶予税額は免除されます。その際には、上記の書類に加え、定款、持分の時価評価の評価書を提出していただくことになります。